

全教栃木 教育新聞

全栃木教職員組合（略称 全教栃木）http://www.zenkyotcg.org E-mail info@zenkyotcg.org
〒321-0138 宇都宮市兵庫塚3-10-30 TEL 028-653-0353 FAX 028-653-1579

「教育のつどい」を滋賀で開催！

～栃木からは高校での労働安全衛生活動を報告～



全日本教職員組合などが主催する「みんなで21世紀の未来を開く教育のつどい」が8月16日～18日まで、滋賀県で開催されました（左の写真は開会全体集会でのシンポジウム。背景の書道は地元県立伊吹高校の生徒作品）。

栃木からは「教育条件確立の運動」の分科会に、昨年度に取り組んだ高校での労働安全衛生活動について、衛生管理者だった高久栄一先生が報告しました（右の写真）。高久先生の報



告は先生方に3回のアンケートを行って、先生方の実態を把握。そして、昨年度から始まった修学旅行等の勤務の割振りについて、実際に取れるかどうかを質問。「取れない」との回答の多さに、校長も危機意識をもったとのことでした。

再任用の1年間だけの取り組みでしたが、この取り組みで「職場の風通しがよくなった」、「意見が言いやすくなった」との声が今も寄せられていると、報告をまとめました。

「憲法の理想の実現は、教育の力にまつべきもの」だった…

安倍第一次内閣による教育基本法「改正」から12年以上が経過しました。私たちは、憲法と一体のものとして定められた教育基本法「改正」について、全力で反対しました。若い世代の先生方は、「改正」前の教育基本法を目にする機会はありませんが、「改正」前の教育基本法を大切に思っていたのは、私たちだけでなく、当時文部官僚だった前川喜平元文科事務次官もその1人で、彼は『東京新聞』（右の記事）で、



教育に平和を託して何が悪い。どうしたら二度と悲惨な戦争を起こさないようにできるか、人々は真剣に考えた。その答えが教育基本法やユネスコ憲章だったのだ。理想主義で何が悪い。理想を持たない者に進歩はない。

と述べています。私たちは「教え子を再び戦場に送るな！」とずっと掲げてきました。私たちの先輩も、「真剣に」「理想」を追い求め、「教え子を再び戦場に送るな」と決意したのだと思うのです。※全日本教職員連盟は教育基本法「改正」を認める立場でした。

教職員を大切にする栃木県に！ 公教育に十分な予算を！ 教え子を再び戦場に送らない！

賃金引き上げは30歳代半ばまで…

すでにご存じのことと思いますが、人事院勧告が7日に出されました。内容は、

- 大卒程度初任給を1500円、高卒者初任給を2000円引き上げる。
- 30歳代半ばまで、賃金引き上げ。平均改定率は0.1%。
- 一時金（ボーナス）は0.05月引き上げて、年4.50月分。
- 住居手当支給の対象家賃額を4000円引き上げ、手当額の上限を1000円引き上げる。

というものでした。このような勧告を私たちは容認できるわけがありません。10月から消費税が引き上げられますが、それを補うだけの賃上げでなかったら、私たちにとっては賃下げです。アベノミクスの破綻はすでに明らかですが、さらに消費不況が追い打ちをかけ、私たちの生活をさらに苦しめるでしょう。当たり前の労働組合の力を強めることが求められています。

佐野市議会に陳情書を提出！

栃木県の最低賃金（時給）は27円引き上げられ、853円となりました。先に行われた参議院議員選挙でも最低賃金の引き上げが争点になりましたが、私たちの望む「全国一律最低でも1000円」は実現されませんでした。

前号でお知らせした最低賃金で働く佐野市の小中学校事務員（臨時職員）。全栃木教職員組合は、この人たちの賃上げと無給の傷病休暇等を有給とすることを求める陳情を5日、佐野市議会に提出しました。他の市町でも低賃金で働く臨時職員は少なくありませんが、まずは最低賃金以上の賃金となるよう、佐野市議会へ陳情を行うこととしました。9月議会で審議されることとなります。

栃教協と栃高教組に公開質問状！

私たちは職場の過半数を組織している栃木県教職員協議会と栃木県高等学校教職員組合に以下のような公開質問状を送付しました。残念ながら、どちらの組織も回答してくれませんでした。

1. 過半数を組織する「職員団体」として事務職員等の時間外勤務について、どのような考えで労働基準法第36条に基づく協定を締結するのか。
2. 労働安全衛生法は衛生委員会には労働組合代表を加えることを求めています。衛生委員会の審議に対し、どのような考えで臨むよう組合員に働きかけているのか。
3. 「学校における働き方改革推進プラン」は、文科省の示した「月45時間、年360時間」以内に超過勤務を収めるとしたガイドラインを超える「月80時間以内」の超過勤務を容認しているが、超過勤務時間についてどのように考え、また前記プランの策定会議でどのような発言をしたのか。
4. 「教職員評価の昇給反映」は生涯賃金の大幅な減額になっている。こうした制度に対し、今後どのような取り組みをするのか。
5. 「変形労働時間制」の学校への導入についての見解を聞かせてほしい。

※栃教協への追加質問

「指導教諭」の導入を求めているが、教員間に「指導・被指導」の関係を強めたり、同僚性を破壊する懸念はないか、見解を聞かせてほしい。

教職員を大切にする栃木県に！ 公教育に十分な予算を！ 教え子を再び戦場に送らない！